

飛騨市新型コロナウイルス対応 販売促進事業補助制度（環境整備事業）

目的

新型コロナウイルスの根本解決が見つからない中で、ウィルスとの共存を図りながらも今後目掛けて事業を継続しようと、自店舗等の感染拡大防止のための設備の設置や、必要な衛生設備の購入など、様々な環境の整備に取り組みを支援し、市内経済の活性化を図ります。

対象者条件

市内にて営業する店舗又は事務所を有する商工業者（個人の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件をすべて満たしている事業者。ただし、大規模店舗、フランチャイズ店舗等は除きます。

- ・販売する商品、サービス等が公序良俗に反しないこと
- ・市税等を完納していること

助成内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
(1) 店内での客同士の感染防止を図るための設備及び備品等の設置整備（ついで、仕切りボード、ビニールシート、間仕切り） (2) 感染を予防するために必要となる衛生消耗品類（消毒用のアルコール・ジェル類、次亜塩素酸水、石鹸、非接触型温度計） (3) 空気循環環境を良くするために必要な屋内換気設備類（エアコン設置は除く） (4) その他環境整備に資すると市長が認める事業（安心安全コーディネーター活用による場合は市が認める範囲のみ）	補助対象事業の実施に要する次に掲げる経費 (1) 消耗品費 (2) 製作費 (3) 設置工事費 (4) その他、市長が認めるもの	・補助対象経費の10分の10（1,000円未満の端数は切り捨て）を補助するものとし、10万円を限度とする。ただし、補助金額が1万円に満たない場合は補助しないものとする。 （安心安全コーディネーター活用による場合は15万円を限度とする）	補助対象事業者が申請できる回数は、1回限りとする。市内に複数の事業所又は店舗を有する事業者にあつては、事業所又は店舗ごとに1回限りとする。 （安心安全コーディネーター活用による場合は2回目の申請も可能とし、15万円から既交付金額を差し引いた金額とする）

申込み方法

- ・申請又は事業着手（事業経費の事前支払も含む）する前に、直接下記にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

・古川・河合・宮川地区

商工課 ☎ 0577-62-8901

・神岡地区

神岡振興事務所 企画商工観光係

☎ 0578-82-2253

補助対象となるもの

(1) 店内及び車内での感染防止を図るための設備及び備品等の設置整備	ついで、仕切りボード、ビニールシート、間仕切り、感染予防・注意喚起のサイン、お客さんの誘導サイン及び設置費用
(2) 感染を予防するために必要となる衛生消耗品類	消毒用のアルコール・ジェル類、次亜塩素酸水、石鹼、体温計（非接触型温度計含む）、マスク、手袋、フェイスガード
(3) 空気循環環境を良くするために必要な換気設備類	店舗及び事業所、車内の換気設備、空気清浄機 ※エアコンは除く

申請期間等

- ・通常的环境整備事業は令和3年3月31日までに事業を完了してください
- ・安心安全コーディネーター監修による増額申請期間は8月3日～10月31日です